

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成28年度第5回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成29年2月21日（火）10：00～10：40

場所：建築都市局開発調整部建築安全課

資料：指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール

出席：堺市建築都市局開発調整部建築安全課 米田管理係長

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐、仲村様
事務局（ICBA）久保（記）

議事：通知・報告配信システムを活用したデータ送信上の課題・問題点について

総括：データ送信上の課題は特になし。

データ送信された物件の一覧印刷機能、受付日付指定による一括受付機能を台帳登録閲覧システムに装備してほしい。

主な意見等

1. データ送信された物件の処理について

- ・現行の運用ルールで特に課題はない。（堺市）
- ・本件に係る業務体制は、確認申請1名、中間・完了検査及び概要書閲覧2名の計3名。（堺市）
- ・建築計画概要書の決裁処理（内容チェック）は原本到着を待って実施しているため、PDFファイルとして送信された建築計画概要書は印刷しない場合が多い。印刷が必要となるのは、定期報告関連の処理のため、原本到着を待てない場合等である。内容チェック前に概要書の閲覧等を求められた場合、誤記等があるかもしれないことを前提に提示している。（堺市）
→大阪府では、データ到着後すべての建築計画概要書を印刷している。（大阪府）
- ・建築工事届は送信されたPDFファイルから印刷。（堺市）

2. 建築主変更届について

- ・運用ルールではPDFファイルを送信することになっているが、台帳システムの仕様上、PDFファイルが送られても結局手入力が必要なため、堺市ではPDF・紙いずれでもよいこととしている。（大阪府・堺市）
- ・建築主変更届の対象となる物件を識別する手がかりは、調査報告書番号である。このため、指定確認検査機関には、建築主変更届にも調査報告書番号を記載してもらっている。（堺市）

3. 台帳登録閲覧システムの機能について

- ・データ送信された物件と紙送付された物件では、異なる業務手順となるため、そのチェックのための物件リストを別々に作成して対応している。台帳登録閲覧システムでは、その日に受け付けた指定確認検査機関の物件を一覧表示して印刷することはできるものの、データ送信された物件に絞り込むことができない。そこで、データ送信された物件の一覧印刷機能があれば便利。（堺市）→改善を検討する。（ICBA）
- ・データ送信された物件の一括受付の際、受付日に当日日付が自動的にセットされるが、昨日以前に到着していたデータを一括受付することもある。このため、当日日付以外の日付もセットできるようにしてほしい。（大阪府）→改善を検討する。（ICBA）

以上